

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年7月29日	
【会社名】	株式会社細田工務店	
【英訳名】	HOSODA CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 憲一	
【本店の所在の場所】	東京都杉並区阿佐谷南3丁目35番21号	
【電話番号】	03(3220)1111(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山口 匠	
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区阿佐谷南3丁目35番21号	
【電話番号】	03(3220)1111(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山口 匠	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割り当て	362,012,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,800,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成28年7月29日に開催された取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	2,800,000株	362,012,000	181,006,000
一般募集			
計（総発行株式）	2,800,000株	362,012,000	181,006,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

一株あたり発行価額（円）	一株あたり資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
129.29	64.645	100株	平成28年9月30日		平成28年9月30日

(注) 1. 全株式を第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価額は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力が発生後に当社と割当予定先との間で引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

4. 申込期間の末日までに割当予定先との間で引受契約が締結されない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社細田工務店 総務部	東京都杉並区阿佐谷南3丁目35番21号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿南口支店	東京都新宿区西新宿1丁目17番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
362,012,000	39,500,000	322,512,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬2百万円、アドバイザー費用35百万円、登録免許税2.5百万円の合計金額となっております。なお、当社の企業価値向上のためには、本資本業務提携による伯東株式会社（以下「伯東」といいます。）との提携関係の強化、資金調達及び資本の強化が必要不可欠と考えており、減資を含めた資本政策全般の本件におけるスキームの実現のために上記のアドバイザー費用の額が必要と判断いたしました。

(2)【手取金の使途】

当社の主力事業であります分譲住宅事業においては、杉並区、世田谷区をはじめとした東京都ならびに神奈川県内の当社の主要エリアにおいて、平均6区画程度の小規模分譲地を中心に用地を購入し、分譲事業を行っております。今回調達した資金は今後取得する当社の主要エリアにおける事業用地の造成資金ならびに建築資金（伯東と共同開発中のスマートハウスを含む）に活用し、主力事業である分譲住宅の安定供給をおこないます。

	調達する資金の具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
(a)	分譲事業用地の造成資金	100,000,000円	平成28年10月1日～平成29年3月31日
(b)	分譲住宅の建築資金	222,512,000円	平成28年10月1日～平成29年3月31日

(注) 1. ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー住宅）とは、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が『正味ゼロまたはマイナスの住宅』のことを言います。

- (a) 事業用地の造成資金は、当社が取得する分譲事業用地の仲介手数料、既存建築物の解体、造成、開発申請、測量、地盤改良等に要する費用を含みます。
- (b) 建築資金には、分譲建物の建築にかかる労務費、建築資材、住宅設備機器等に要する費用を含みます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

名称	伯東株式会社		
本店所在地	東京都新宿区新宿1丁目1番13号		
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第64期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月28日関東財務局長に提出		
提出者と割当予定先との間の関係	資本関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は伯東株式会社から建築資材等を仕入れています。	

(2) 割当予定先の選定理由

当社は創業以来、家づくりを通じて社会基盤の向上に貢献したいという信念のもと、品質のよい永く愛される住いの供給に取り組んでまいりました。また、当社は常に「顧客第一主義」をモットーにお客様の多様化するニーズに対応できる企画設計、厳しい品質管理での施工、きめ細やかな心づかいのある販売、完成後のアフターメンテナンスを常に実践し、分譲住宅や注文住宅ならびにリフォームなど、住生活に係わる事業を手がけております。

他方、今後の住宅業界につきましては、少子高齢化に伴う人口減少による住宅需要の減退と中古住宅の増加、低金利の継続に伴う事業用地の高騰など厳しい事業環境が予想されるとともに、2020年にはネット・ゼロ・エネルギー住宅（ZEH・高断熱、高効率設備による省エネと太陽光発電による創エネにより、住宅で使用する年間の1次エネルギー消費量がネットゼロになる住まい）の標準化といった国の政策も進みつつあります。このような状況の中、当社は今後の市場環境の変化に対応するべく平成29年3月期を初年度とする「第二次中期経営計画」を策定し、その基本方針を「市場変化に対応できる体質の構築」とし、各種の施策を実施しております。

当社は、リーマンショックの影響を受けた平成21年3月期以降不安定な業績で推移しており、「第二次中期経営計画」の実行により、収益力を高めていくことを目標とし、今後のZEH対応住宅の開発や用地取得に関する資金調達の課題について検討をおこないました。その一環として、昨年伯東とスマートハウスの共同開発、リフォーム事業に関する協業、建築資材の購買に関する協業、人事交流に関する内容を主とした業務提携契約を締結し、昨年来から双方にて協議を進めてまいりましたが、上記の通り住宅業界の環境は厳しさを増すことが予想されるなか、当社は独自路線を堅持するとともに、より競争力を高める必要があるため、伯東のもつIT技術の活用や、建築資材の購入を通じた当社の資金効率の改善等をより強固に行う必要があるとの判断に至り、資本提携契約を締結し、当社は伯東を割当先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行う事を決定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

本第三者割当増資により割当予定先に割り当てる予定の株式の数は以下の通りです。

当社普通株式 2,800,000株

(4) 株式等の保有方針

当社は、伯東による株式の取得は、当社との提携関係の強化を目的とした投資であり、業務提携が継続することを前提として、長期的かつ継続して保有する方針である旨の説明を口頭で受けております。

また、資本業務提携契約に基づき、伯東は、当社の事前の書面による承諾がない限り、当社の株式を追加で取得せず、かつ、その子会社および関連会社をして取得しないことに合意しています。

なお、当社は、伯東から、伯東が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、伯東から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

伯東は、有価証券報告書(第64期(平成28年3月期))における連結貸借対照表(平成28年3月31日現在)により、本第三者割当増資に係る払込に必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

伯東は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、伯東が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日平成28年6月29日)に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況において、会社に損害をもたらす、危害を及ぼす行為を意図する組織や人等、反社会的勢力と取引関係を含めて一切の関係を持たないことを反社会的勢力を排除するための行動基準としており、反社会的勢力との対応を統括する部門及び責任者を定め、組織として対応すべき体制の整備・強化に努める旨を表明していることから、伯東及びその役員が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性

一般の資金調達に係わる発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(平成28年7月28日)までの1ヶ月間(平成28年6月29日から7月28日まで)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値(129.29円(小数点以下第3位四捨五入))に決定しました。

当該発行価格は、本取締役会決議日の直前営業日の終値134.00円に対し3.51%のディスカウント、本取締役会決議日の直前3ヶ月間(平成28年5月2日から平成28年7月28日まで)の終値の平均値である129.90円(小数点以下第3位四捨五入)に対しては、0.47%のディスカウント、本取締役会決議日の直前6ヶ月間(平成28年1月29日から平成28年7月28日まで)の終値の平均値である126.65円(小数点以下第3位四捨五入)に対しては、2.08%のプレミアムとなります。

本取締役会決議日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値の平均値としたのは、当社株式が市場における取引高が少なく、株価の短期的な変動が大きいと判断し、一定期間の平均を基準にすることにより、当事者の恣意性のない客観的なものであると判断しております。また、直近3ヶ月間あるいは6ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用しなかった理由として、本取締役会決議日の直前営業日から遡ること3ヶ月あるいは6ヶ月の期間に株式市場全体が不安定な値動きをしており、企業の客観的価値を反映していないと考えたため、それぞれ適当でないと判断しました。

上記発行価格は、株式価値を示す客観的な指標である市場価格を基準にしていること、また算定基礎とした市場価格は、直近1ヶ月間の終値の平均としており、個別事由による株式市場の変動を吸収していると考えられることから、かかる発行価格は当社の企業価値を適正に反映しているものとして合理的であると判断しております。

また、当該発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠した価格であり、特に有利な価格での発行には該当しないとの判断により、当社と伯東との個別の協議を経て決定したものであります。

なお、上記発行価格について、当社監査役3名全員(3名とも社外監査役)から、上記算定根拠による発行価格の決定は適正かつ妥当であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行には該当しない旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性

本増資により増加する株式数は合計2,800,000株(議決権数28,000個)であり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数16,216,512株の17.26%(平成28年3月31日現在の議決権総数159,406個に対する割合は17.56%)に相当し、これにより応分の水準の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本第三者割当増資は、業務提携の一環として実施されるものであり、当社と伯東との提携関係が強化されることにより、協力関係を磐石にすることを通じてスマートハウスの開発、建築資材の効率的な調達を推進することが期待できることから、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するものとして、発行数量及び希薄化の規模においても、合理性があるものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資は、希薄化率が25%未満であること、また、支配株主の異動を伴うものではないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ホソダ・エンタープライズ(有)	神奈川県逗子市小坪6-7-20-16	2,907	18.24	2,907	15.51
伯東(株)	東京都新宿区新宿1-1-13	-	-	2,800	14.94
セコム(株)	東京都渋谷区神宮前1-5-1	2,400	15.06	2,400	12.81
細田 安枝	東京都中野区	1,822	11.43	1,822	9.72
(株)ミズホ	東京都中野区南台3-37-17	1,134	7.12	1,134	6.06
瑞穂興業(株)	東京都中野区南台3-37-17	460	2.89	460	2.45
磯貝 昭司	東京都国分寺市	370	2.32	370	1.97
(株)大久保恒産	神奈川県横浜市青葉区奈良1-19-1	350	2.20	350	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口4）	東京都中央区晴海1-8-11	310	1.94	310	1.65
細田工務店従業員持株会	東京都杉並区阿佐谷南3-35-21	284	1.79	284	1.52
計	-	10,039	62.98	12,839	68.51

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本第三者割当増資により割り当てられる株式数を加えた株式数によって算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第60期）の提出日以降、本提出日（平成28年7月29日）までの間に、当該有価証券報告書に記載された「事業のリスク」について重要な変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書の記載に含まれる将来に関する事項は、本提出日（平成28年7月29日）現在においても変更の必要はなく、また、追加すべき事項もないと判断しております。

2. 資本金および資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

有価証券報告書提出日以降、有価証券届出書提出日までの間において資本金の増減はありませんが、以下の通り資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を予定しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

欠損を填補し柔軟な資本政策の実現並びに財務体質の健全化を図ることを目的としております。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の要領

資本金の額の減少

発行済株式総数の変更は行わず、会社法第447条1項の規定に基づき、資本金の額6,820,590,000円のうち、2,820,590,000円を減少させ、4,000,000,000円といたします。減少する資本金の額2,820,590,000円を全額その他資本剰余金に振り替えることといたします。

剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、上記資本金の額の減少が効力を生ずることを条件として、その他資本剰余金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損を填補いたします。

(ア) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金1,603,270,065円

(イ) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金1,603,270,065円

資本準備金の額の減少

会社法第448条1項の規定に基づき、資本準備金の額570,950,550円を全額減少させ、0円といたします。減少する資本準備金の額570,950,550円は、全額その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程（予定）

(1) 取締役会決議日	平成28年7月29日
(2) 臨時株主総会決議日	平成28年9月29日
(3) 債権者異議申述最終期日	平成28年9月26日
(4) 減資の効力発生日	平成28年9月29日

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日（平成28年6月29日）以降、本提出日（平成28年7月29日）までの間に、以下の臨時報告書を提出しております。

平成28年7月1日提出の臨時報告書

1. 提出理由

平成28年6月29日の第60期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しております。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、阿部憲一、澤田佳治、山口匠、小林和昭、三吉久雄の各氏を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、高橋徹氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、穂坂正積氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）1	（注）2
阿部 憲一	118,136	610	0		可決（93.36%）
澤田 佳治	118,150	596	0		可決（93.37%）
山口 匠	118,126	620	0		可決（93.35%）
小林 和昭	118,150	596	0		可決（93.37%）
三吉 久雄	118,076	670	0		可決（93.31%）
第2号議案				（注）1	（注）2
高橋 徹	118,140	607	0		可決（93.36%）
第3号議案				（注）1	（注）2
穂坂 正積	118,141	606	0		可決（93.36%）

（注）1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案、第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

4．最近の業績の概要

平成28年7月29日開催の当社取締役会において承認された平成29年3月期第1四半期決算短信に記載されている第61期第1四半期連結累計期間（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下の通りであります。

なお、これらは「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成したものではありません。また、この四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	2,435	1,985
受取手形・完成工事未収入金等	736	553
未成工事支出金	1,260	1,379
販売用不動産	4,745	3,756
仕掛販売用不動産	4,863	6,058
材料貯蔵品	26	28
その他	511	63
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	14,580	13,825
固定資産		
有形固定資産		
土地	730	730
その他（純額）	263	273
有形固定資産合計	994	1,003
無形固定資産	51	45
投資その他の資産		
投資有価証券	59	55
その他	554	556
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	613	612
固定資産合計	1,658	1,661
資産合計	16,239	15,486
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	1,136	938
短期借入金	2,729	2,628
1年内返済予定の長期借入金	3,020	3,029
未払法人税等	56	12
未成工事受入金	601	994
賞与引当金	-	36
完成工事補償引当金	136	131
再開発事業損失引当金	155	-
その他	648	521
流動負債合計	8,484	8,291
固定負債		
長期借入金	2,041	1,552
退職給付に係る負債	267	252
その他	295	291
固定負債合計	2,604	2,096
負債合計	11,088	10,387

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,820	6,820
資本剰余金	570	570
利益剰余金	1,550	1,592
自己株式	90	90
株主資本合計	5,750	5,708
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5	2
土地再評価差額金	659	659
退職給付に係る調整累計額	54	48
その他の包括利益累計額合計	600	609
純資産合計	5,150	5,099
負債純資産合計	16,239	15,486

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	2,626	4,232
売上原価	2,241	3,641
売上総利益	384	591
販売費及び一般管理費	602	578
営業利益又は営業損失()	217	12
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	8
貸倒引当金戻入額	3	0
助成金収入	3	3
その他	1	0
営業外収益合計	14	11
営業外費用		
支払利息	65	49
支払手数料	15	14
その他	-	0
営業外費用合計	80	65
経常損失()	283	40
税金等調整前四半期純損失()	283	40
法人税、住民税及び事業税	3	2
法人税等合計	3	2
四半期純損失()	286	42
親会社株主に帰属する四半期純損失()	286	42

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純損失()	286	42
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5	2
土地再評価差額金	0	-
退職給付に係る調整額	4	6
その他の包括利益合計	0	8
四半期包括利益	286	51
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	286	51
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第60期	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	平成28年 6月29日 関東財務局長に提出
---------	------	--------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを『開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について』（電子開示手続等ガイドライン）A4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月29日

株式会社細田工務店

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 学 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社細田工務店の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社細田工務店及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社細田工務店の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社細田工務店が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月29日

株式会社細田工務店

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 学 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社細田工務店の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社細田工務店の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。